

住宅改修費の申請について

平成30年 9月

本庄市保健部介護保険課

1. 住宅改修の種類（平成11年3月31日厚生労働省告示第95号）

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2. 対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きをしないまま着工した場合は、原則、支給対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。
 - (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅であること。
 - (3) 本人が在宅であること（入院・入所・外泊は不可）。
 - (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であること。
 - (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、本庄市に承認されていること。
- ※ 介護認定申請中または入院中や施設入所中の方の、事前申請・（事前承認を得た後の）工事着工は可能ですが、支給申請は認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。
- ※ 介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。
- ※ 住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）・新設や増設、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。
- ※ 住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。
- ※ 支給対象の工事内容について支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である本庄市が決定します。同じ工事内容でも、保険者によって判断が異なる場合があります。

3. 支給上限額

要介護状態区分に関わらず、支給上限額は20万円です。このため、20万円までの支給上限額の範囲内で対象となる工事費用の自己負担割合分（1割または2割、3割）と、上限額を超えた費用が利用者負担となります。

支給上限額の範囲内であれば、何回かに分けて申請することもできます。また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合については、例外的に支給上限額の再度の利用が認められる場合があります。詳細は、以下の通りです。

「3段階リセットの例外」 ※この例外は一回限りです。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第1段階	要支援1又は経過的要介護（H18.4.1以前は要支援）
第2段階	要支援2又は要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、上表の「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再び支給上限額20万円の範囲内で申請が可能になります。

「転居リセットの例外」

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用しているも、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分が基準となります。

なお、転居後、転居前の住宅に戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。3段階リセットの基準となる要介護状態区分も転居前のものが適用されます。

4. 支払い方法

支払い方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

(1) 償還払い

被保険者がいったん改修費用全額を施工業者に支払い、保険給付対象分（9割または8割、7割）の金額が後日、本庄市から被保険者へ給付されます。

(2) 受領委任払い

介護保険対象の住宅改修に係る費用のうち、被保険者は自己負担割合分（1割または2割、3割）のみ施工業者に支払えばよい方法です。（残りの9割または8割、7割分については、本庄市が直接施工業者に支払います。）ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、利用者が上記以外に対象外費用の全額を支払うことになります。

受領委任払い方式を利用できる対象者は、①生活保護を受給していない、②介護保険料を滞納されていない、③給付制限を受けていない方のみです。

5. 申請から支払いまでの流れ

ケアマネジャー等に相談

※ 住宅改修業者に本庄市の指定はありません。ケアマネジャー等と相談し改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者に見積りを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。

また、ケアマネジャー等は、事業者によって工事価格や技術・施工水準にバラツキがあることに留意し、被保険者へ複数の見積りを取る必要性について説明を行なってください。

↓

事前承認申請（事前承認申請書・添付書類の提出）

↓

審査後、通知発送（原則、申請から5営業日以内）

受領委任払いの場合、「受領委任払承認不承認確認書」を送付します。（事業所・被保険者へ）

償還払いの場合、「住宅改修承認決定通知書」を送付します。（被保険者へ）

※ 疑義が生じた場合、施行業者やケアマネジャー等への聞き取りや現地調査を行う場合があります。

↓

承認確認後、工事着工・完成

↓

支給申請（支給申請書・添付書類の提出）

↓

審査後、支給決定・支払処理

↓

支給決定通知発送

受領委任払いの場合、「支給不支給決定通知書（受領委任）」を送付します。（事業所へ）

償還払いの場合、「支給不支給決定通知書」を送付します。（被保険者へ）

※ 月末までに支給申請が提出された場合、翌々月に通知を発送、翌々月末に指定口座へ振り込みます。

※ 事前承認申請書類については、受付日から2年間を経過しても支給申請が行なわれない場合は、事前承認申請を取り下げたものとみなし、破棄させていただきます。ご了承ください。

※ 領収日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。

6. 提出書類と留意点

<事前承認申請時の提出書類>

①住宅改修事前承認申請書（償還払用）または（受領委任払用）

- ・申請者欄は被保険者本人の住所、氏名となっており、押印（朱肉を使ったもの）があること

②住宅改修費の受領委任払に関する委任状兼同意書 ※受領委任払のみ

- ・委任者欄は被保険者本人の住所、氏名となっており、押印（朱肉を使ったもの）があること
- ・受任者欄は施行事業所の所在地、事業者名、代表者氏名、代表者印があること

③住宅改修が必要な理由書

- ・記入が必要な項目が全て記載されていること
- ・理由書を作成する者が、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター2級検定試験合格者のいずれかであること

④工事見積書

- ・本庄市の様式を使用している又は改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されている自社の様式を使用していること
- ・材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されていること
- ・工事見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されていること
- ・諸経費を計上している場合や値引きがある場合、金額が按分されていること
- ・工事見積書の宛名、住所（施工場所）等が被保険者本人であること
- ・工事見積書に社名等の記入や事業者印が押印されていること
- ・工事見積書の計算が合っていること

⑤改修箇所の確認ができる書類（見取り図等）

- ・改修箇所が広範囲にわたる場合は、見取り図等を添付していること
- ・見取り図等は、被保険者本人の動線がわかり、改修箇所の位置が確認できるものであること

⑥改修前の写真（撮影日付入りのもの）

- ・改修箇所ごとの写真であること
- ・撮影日が確認できること（カメラのデート機能または黒板等に日付を記載し写し込む）
- ・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真（目盛りが読める）が必要

⑦住宅の所有者の承諾書

- ・改修を行う住宅の所有者が被保険者本人でなく、かつ同居家族でない場合に必要

- ※ 事前承認後の変更について、無断で改修内容の変更を行なうことは認められません。被保険者・家族から変更を希望された際は、「居宅介護（介護予防）住宅改修変更承認申請書」を提出し、変更内容について承認を得てから工事を行なってください。変更の理由は、「住宅改修が必要な理由書」を作成した人が記入してください。なお、工事現場にて事前に想定していた部材に増減が生じる等の軽微な変更については、申請不要です。
- ※ 住宅改修の申請取り下げについて、被保険者の死亡や長期の入院等により着工できない場合は、「居宅介護（介護予防）住宅改修申請取り下げ申出書」を提出してください。

＜支給申請時の提出書類＞

①住宅改修費支給申請書（償還払用）または（受領委任払用）

- ・申請者欄は被保険者本人の住所、氏名となっており、押印（朱肉を使ったもの）があること
ただし、被保険者が死亡した場合は、相続人が申請者となる
- ・着工日は事前承認の日以後であり、支給申請日は完成日以後の日付であること

②受領委任払の利用に係る費用額明細書兼確認書 ※受領委任払のみ

- ・被保険者確認欄は被保険者本人の氏名となっており、押印（朱肉を使ったもの）があること

③領収書

（償還払の場合） ・領収金額が、見積金額と同額であること

（受領委任払の場合） ・領収金額が、利用者負担額と一致すること
（保険対象部分の自己負担割合分＋対象外費用額）

（償還・受領委任共通） ・領収年月日が記載されていること
・施工業者の印が押されていること
・氏名等が被保険者本人であること
・ただし書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること
・原則として原本添付。ただし、申請時に原本を確認できれば、コピーの添付でも可

④工事内容内訳書

- ・本庄市の様式を使用している又は改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されている自社の様式を使用していること

⑤改修後の写真（撮影日付入りのもの）

- ・改修箇所ごとの写真であること
- ・使用した部材が写真の中で確認できること
- ・固定状況や段差状況が確認できること
- ・撮影日が確認できること（カメラのデート機能または黒板等に日付を記載し写し込む）

7. 住宅改修費が支給できない場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

- ① 被保険者が工事完了前に死亡した場合
- ② 被保険者が退院（退所）しないまま死亡した場合
- ③ 要支援・要介護認定が非該当となった場合